

仙高裁総第742号

令和6年8月28日

山中理司様

仙台高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

4月26日付け（同月30日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 令和6年3月及び4月の仙台高裁第2民事部の開廷表（小林久起裁判官が出席しているものに限る。）
- (2) 仙台高裁民事部の破棄判決又は破棄決定の原審への送付に関する文書（最新版）
- (3) 仙台高裁管内の地家裁の管内状況報告書（最新版）

2 開示しないこととした理由

- (1) 1の(1)及び(3)の文書は、廃棄済みである。
- (2) 1の(2)の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）総務課文書第一係 菅井 電話022（745）6193（直通）